

資料 2. 対応結果報告書

(令和 7 年 4 月 7 日付・議長作成・林議員事案について)

対応結果報告書

1 苦情申し出の概要

3月11日、議長は、執行部の女性課長から、「2月14日、林議員の一般質問に係る基礎調査での、一部答えられないとの回答について、電話で急に議員の口調が変わり、大声で威圧的な発言を受け怖かった。加えて同月18日、一般質問の最終打合せ(対面)において、命令口調で、担当していた社会福祉法に基づく業務を否定された。これはハラスメントに当たるのではないか。」との苦情申し出を受けた。

2 「長門市議会ハラスメントの防止に関する指針」に基づく対応

同日、議長はこれを、標記指針に基づく苦情ととらえ、早速、正副議長及び議会事務局長を相談員とする相談体制を整え、申出人から事情聴取を行った。

さらに13日、相談員3名は、当事者である林議員から、申出人が指摘した電話や面談でのやりとりについて事実確認を行い、概ね指摘どおりの発言があったことを確認した。

しかしながら林議員は、事案が発生した2月14日から3月13日の事実確認に至るまで、ハラスメントの認識はなかったと考えられるなど、両者のハラスメントに対する認識には齟齬が見られ、事案によっては訴訟に発展するリスクもあることから、ハラスメントの認否については、弁護士等第三者の知見を取り入れるなど、議会として慎重に対処していく必要があるものとする。

3 「長門市議会議員政治倫理条例」に規定する政治倫理基準の遵守

しかるに長門市議会議員は、一方で標記条例第3条第1項に規定する政治倫理基準を遵守する義務を負っている。同項第7号によれば、ハラスメントと並んで、地位を利用した「威圧的な言動」を禁じている。

以上のことから、議長は、林議員の「『威圧的な言動』と受け止められる発言」に対し厳重注意を行うとともに、女性課長に対して速やかな謝罪を行うよう指導した。

4月2日、副市長のあっせんにより女性課長と林議員の面談の場が、正副議長及び副市長立会のもと設けられ、冒頭、林議員から女性課長に対し、「2月14日・18日における私の発言が威圧的な言動と受け止められ、そのことで不快の念を抱かれたことについては、私の不徳の致すところであり、心より深くお詫び申し上げます。今後は二度とこのようなことが起きないように、十分注意してまいります」との謝罪が行われた。

この謝罪を受け、女性課長からは、「21日の議員全員協議会で紹介された自らの「二度と顔も見たくない」「電話が鳴ると林議員ではないかと恐怖を感じる」との発言は、議事録から削除されたい。」との申し出があった上で、「公務員として、従前と変わらず議

会との意思疎通を図ってまいりたい」との発言があった。

また、女性課長からは、「今回の事案の発端となった市社会福祉協議会を巡る基礎調査において、社会福祉法の規定により答えられない問題について公表を強いる行為が、標記条例第3条第1項第4号で禁じる『働きかけ』に該当するのではないか。」との発言があった。

4 総括

3に示した謝罪によって今回の事案が解決したわけではなく、2に述べたハラスメントの認否についての判断、並びにハラスメントの防止根絶に向けた対策は、改選後の議会において、弁護士等第三者を含めた審査会の設置も視野に慎重に行っていくべきものとする。

また、林議員の2月14日における発言が、政治倫理基準で禁じる「働きかけ」に該当するか否かについては、「威圧的な言動」の該否を含め、改選後の議会にその判断を委ねることとする。

なお、4月2日の面談に関しては、事案の発生から間もない中での議員・市職員間の対面となったことから、同性の副議長が立会したとはいえ、当事者の心情により配慮した対応をすべきであったと考えている。